

京都府文化力による未来づくり条例の概要

1 経緯

京都府では、平成17年に「京都府文化力による京都活性化推進条例」を制定し、京都が有する優れた文化資源の力を「文化力」と位置付け、地域の活性化のための様々な施策を全国に先駆けて実施してきた。

この間の社会情勢の変化に的確に対応するとともに、文化政策の対象を拡大し、観光、福祉、教育、産業等関連分野との連携を図り、文化芸術が生み出す様々な力を文化芸術の継承、発展及び創造に活用し、その循環を作ることなどを趣旨とする文化芸術振興基本法の改正（平成29年6月23日公布・施行）や、文化庁の京都移転決定に伴う新文化行政の展開など、文化行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、条例名を「京都府文化力による未来づくり条例」とするなど、全面的に改正（平成30年7月31日公布・施行）したものの。

2 条例のポイント

○ 前文

文化の持つ力の意義や、各地域に個性豊かな文化や産業が築かれ、多様な文化の受入により創造を重ねてきた府内の文化の特色、社会情勢の変化による文化の継承の危機を踏まえ、文化の継承や創造、活用等により、質の高い府民生活と府内各地域の活性化の実現を目的とする旨を記載。

○ 基本理念（第1条）

①文化を担う人材育成、②誰もが文化に親しむ環境整備、③文化の保存・継承、④文化の創造、⑤多分野での文化の活用、⑥基本法との連携の6項目を規定。

○ 基本的な施策（第9条～第26条）

①人づくり、②文化の保存・継承、③文化の創造、④地域づくり、⑤経済の活性化、⑥文化の発信、⑦基盤づくりの7つの課題に対応した体系に整理。

【法改正に対応し、府として充実・強化等を行う部分】

食文化など生活文化の振興（第13条）

関係者（文化団体、大学、経済団体等）との連携強化（第2条、第8条）

文化資源を生かした地域づくり（第18条、第19条）

障害者等の文化振興（第12条）、文化を通じた国際交流（第23条）

基本計画（第7条）（法に規定する地方文化芸術推進基本計画）の策定

文化力による未来づくり審議会（第27条）（法に規定する都道府県の審議会）の設置

【府が独自に取り組む部分】

文化の相互交流や産業等との連携による新たな文化の創造（第16条）

文化資源を活用した経済の活性化（第20条、第21条）